



生活やものづくりの学びNetニュース

巻 頭 言

子どもの遊びと身体のしなやかさ

お茶の水女子大学名誉教授

宇都宮共和大学特任教授 牧野カツコ

4歳の孫が、最近、折り紙にとっても熱心になって手裏剣や折鶴まで一生けん命に折ってプレゼントをしてくれます。小さな手で辛抱強く鶴を折っている姿を見ると感慨深いものがあります。折り紙は、指先の細かな動きを必要とします。目と手の協応動作をコントロールする脳の働きを育てますし、折り目や順序の大切さを学ぶことができます。現在もしっかり残っている日本の伝統的な素晴らしい遊びといえます。

子どもたちの遊びが、ゲーム機からスマホに変わり、指の動きは育てられているものの、作り上げる喜びも味わえないのではないかと思います。子どもの周りに自然がなくなるとともに、動植物や自然と遊ぶことの面白さが失われてしまいました。カブトムシやクワガタ、セミやオタマジャクシを捕まえる楽しさを経験することも少なくなっていました。つくしやヨモギを摘んだり食べたりすることも今はほとんどありません。

昔、東北地方で子ども達につづり方教育を行ってきた国分一太郎が書いた『しなやかさというたからもの』（晶文社 1973 年）は、私の大好きな本です。章立てが「キル」「コギルとブッタギル」「ヒネル・ネジル」「むく」「そろえる」などという構成で、遊びや手伝いの中で経験する手足の動きで構成されています。「子どもの筋肉や神経を

つよくしなやかにしなやかに発達させるためにも、自然との接触を活発にさせてやらねばならぬ。」「土や石や水や草木や動物どもとぶつかりながら、ねじる、ひねる。のばす、折る、まげる、引っ張る、こういう試しをどんどんしなければならぬ」と国分はいうのです。書名はつぎの文章からきています。

「遊びは子どもをかしこくした、遊びは子どもをしなやかにした」

自然や小動物と遊ぶこともなくしっかり勉強をした子どもが、医学部に進み、医師になる時代です。心臓や脳の細かな血管の手術をするときに、彼や彼女の手は、かしこく、しなやかに育っているのでしょうか。

私はいま、地方の小さな大学で保育者になる人を育てる教育をしています。地方の大学生も自然とかかわる遊びをほとんどしないで育ってきていることに驚かされます。授業で、折り紙やあや取りをしたり、手遊びをしたりしてもらうと、笑い声と歓声につつまれ、彼らは顔も心も一気に童心に戻ります。それから「子どもの発達と遊び」の講義を始めることにしています。手足と脳のしなやかさを育てるためには、いろいろなしかけが必要な時代です。

Contents

巻頭言		1
報告 「生活やものづくりの学びネットワーク」第8回総会(2018年)記録		2
家庭科、技術・家庭科教育充実のための要望書		7
報告 生活やものづくりの学びネットワークシンポジウム		
「新学習指導要領とこれからの高校『家庭』の展開」		8
事務局からのお知らせ		11
「春の学習交流会」のお知らせ		12

報 告「生活やものづくりの学びネットワーク」

第8回 総会 (2018年) 記録

2018年9月23日(日) 15:20～16:00 キャンパス・イノベーションセンター東京 1階 国際会議室
(司会：沼口博 議長：赤塚朋子 記録：岩崎香織)

第9回総会で、下記の報告事項及び審議事項が承認された。

【報告事項】

I 2017年度活動報告(2017年4月1日～2018年3月31日)

1. ネットワーク参加人員数

2018年3月31日現在 484名 参加団体 22団体

2. 交流会の開催

全国交流会

日時 2017年9月24日(日) 13:30～14:50

場所 東京家政大学 16号館2階 162B

テーマ 学習指導要領と「家庭」、「技術・家庭」

シンポジスト：

鈴木明子氏(広島大学大学院教育学研究科教授、
中央教育審議会初等中等教育分科
会教育課程部会家庭、技術・家庭
ワーキンググループ委員)

河野公子氏(全国家庭科教育協会会長)

齊藤弘子氏(前家庭科教育研究者連盟会長)

亀山俊平氏(和光学園和光中学校 産業教育研究
連盟常任委員)

コーディネーター：

神山久美氏(山梨大学大学院総合研究部教育学域
日本消費者教育学会)

春の学習交流会 ※東京実行委員会との共催

日時 2018年3月24日(土) 13:30～16:00

場所 キャンパス・イノベーションセンター2階

多目的室2

テーマ 現代っ子不器用の証明

講師 谷田貝公昭氏

※講演会(13:30～15:00)の後、情報交換会(15:15～16:00)を実施した。

3. ロビー活動

文部科学省から、2018年2月14日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び高等学校学習指導要領案に対する意見公募手続(パブリック・コメント)の実施について」が公示され3月15日締切で実施された。会員に対して、新教科「公共」における履修学年指定との関わりなどを例示し、各団体及び個人として、意見公募手続(パブリック・コメント)に参加するように呼びかけた。

4. 会員の交流および宣伝活動

- ① ニュース発行 第13号(2017年7月)、第14号(2018年2月)が発行された。
- ② 高等学校学習指導要領案についての意見公募手続き(パブリックコメント)実施のお願いをホームページに掲載した(2018年2月)。
- ③ 各県(支部)での活動が行われた。
- ④ メーリングリスト上での意見交換が行われた。
- ⑤ ホームページを適宜管理した。

5. 各会議の開催

(1) 総会

日時 2017年9月24日(日) 15:00～15:40

場所 東京家政大学

内容 ・2016年度活動報告
・2016年度決算報告

資料・役割分担の確認

参加者 43名

(2) 実行委員会

日時 2017年9月24日(日) 11:30～12:30

場所 東京家政大学 16号館2階 162A講義室

- 議題 1. 学習交流会開催助成金の支給について
2. ロビー活動の報告
3. 各県の学習交流会実施報告ならびに実施計画
4. 意見交換

(3) 世話人会

- 第1回 2017年 4月18日(火) 18:30～
日本家庭科教育学会事務局
第2回 2017年 9月 9日(火) 18:00～
日本家庭科教育学会事務局

- 第3回 2017年 9月24日(日) 10:30～
東京家政大学
第4回 2017年 9月24日(日) 16:30～
東京家政大学
第5回 2017年11月25日(土) 14:00～
キャンパスイノベーションセンター
第6回 2018年 1月27日(土) 14:00～
キャンパスイノベーションセンター
第7回 2018年 3月24日(土) 10:30～
キャンパスイノベーションセンター

II 2017年度 決算報告 (2017.4.1～2018.3.31)

生活やものづくりの学びネットワーク 2017年度決算報告 (2017.4.1～2018.3.31)

収入の部

(単位:円)

科目	予算	決算	備考
2016年度繰越金	1,168,910	1,168,910	
個人会員年会費	350,000	384,000	延べ384人(2014年度5人、'15年度23人、'16年度71人、'17年度233人、'18年度19人、'19年度以降33人)
団体会員年会費	140,000	180,000	1口5000円、なるべく2口以上、延べ21団体(2017年度20件、'18年度1件)
寄付	10,000	24,000	11件
事業費収入	0	0	
利息	10	11	
計	1,668,920	1,756,921	

※個人会員数484名、団体会員数22(2018年3月31日現在)

支出の部

(単位:円)

科目	予算	決算	備考
印刷代	100,000	103,509	ニュースレター(2回)、総会資料コピー
送料	150,000	129,043	ニュースレター、資料等の発送代
事務用品	10,000	2,098	領収書、USBメモリ
活動費	200,000	80,000	小集会・学習交流会補助(10,000円×8都道府県)
HP管理費	40,000	18,000	HP更新、デザイン料
会議費	10,000	0	世話人会・実行委員会の会議費
イベント運営費	200,000	151,699	総会・学習交流会における講演料・会場費等
アルバイト給与	150,000	143,290	会計、名簿管理等
学会事務所使用料	20,000	20,000	資料等の保管
予備費	788,920	0	
小計	1,668,920	647,639	
2017年度繰越金(残高)		1,109,282	
計	1,668,920	1,756,921	

監査の結果相違ありません

2018年5月12日

会計監査 藤木 勝 ㊞

会計監査 伊深祥子 ㊞

Ⅲ 予算案 (2018. 4. 1～2019. 3. 31)

生活やものづくりの学びネットワーク 2018年度予算案 (2018.4.1～2019.3.31)

収入

(単位:円)

科目	決算 (2017)	予算 (2018)	備考
前年度繰越	1,168,910	1,109,282	
個人年会費	384,000	350,000	1口1000円×(延べ350人)
団体年会費	180,000	140,000	1口5000円、なるべく2口以上(延べ20団体)
寄付	24,000	10,000	
事業費	0	0	
利息	11	10	
合計	1,756,921	1,609,292	

支出

(単位:円)

科目	決算 (2017)	予算 (2018)	備考
印刷代	103,509	270,000	ニュース(2回発行)、ビジュアルパンフレット他
送料	129,043	150,000	ニュース、資料等の発送代
事務用品	2098	30,000	封筒(角型2号、長形3号各500枚)、ラベル
活動費	80,000	100,000	ロビー活動、小集会・学習交流会補助(10,000円×10都道府県)
HP管理費	18,000	40,000	HP更新、デザイン料
会議費	0	10,000	世話人会・実行委員会の会議費
イベント運営費	151,699	200,000	講演料、会場費等
アルバイト給与	143,290	150,000	会計、名簿管理、発送作業等
学会事務所使用料	20,000	20,000	資料等の保管
予備費	0	639,292	
次年度繰越金	1,109,282	0	
合計	1,756,921	1,609,292	

Ⅳ 2018 年度 運営体制

以下の2018年度運営体制が承認された。

9月総会まで

世話人 ◎世話人代表 ○世話人副代表

◎荒井紀子(日本家庭科教育学会)

○河野公子(全国家庭科教育協会)

○沼口 博(産業教育研究連盟)

知識明子(家庭科教育研究者連盟)

堀内かおる((一社)日本家政学会)

渡邊彩子/志村結美((一社)日本家政学会家政教育部会)

神山久美(日本消費者教育学会)

岩崎香織(大学家庭科教育研究会)

野中美津枝(日本家庭科教育学会関東地区会)

久保桂子((一社)日本家政学会生活経営学部会)

新井映子((一社)日本調理科学会)

渋谷絹子(ジェンダー平等を進める教育全国ネットワーク)

会計監査 伊深祥子 藤木勝

実行委員 各県、正・副2名を基本とする

事務補佐 浅井直美 小谷教子 坪内恭子

9月総会以降

◎荒井紀子(日本家庭科教育学会)

○河野公子(全国家庭科教育協会)

○沼口 博(産業教育研究連盟)

知識明子(家庭科教育研究者連盟)

堀内かおる((一社)日本家政学会)

渡邊彩子/志村結美((一社)日本家政学会家政教育部会)

小野由美子(日本消費者教育学会)

岩崎香織(大学家庭科教育研究会)

西原直枝(日本家庭科教育学会関東地区会)

上村協子((一社)日本家政学会生活経営学部会)

新井映子((一社)日本調理科学会)

渋谷絹子(ジェンダー平等を進める教育全国ネットワーク)

野中美津枝(日本家庭科教育学会)

会計監査 伊深祥子 藤木勝

実行委員 各県、正・副2名を基本とする

事務補佐 浅井直美 小谷教子 坪内恭子

V 会則の改正 以下の会則の部分改定を承認した。

【新】（下線：会則に追加された部分）	【旧】（下線：新会則において削除/変更された部分）
第1条（名称） 本会は、生活やものづくりの学びネットワークと称する。 第2条（目的） 本会は、保護者、子ども、地域住民、教育関係者、マスメディア、教育行政関係者、政治家等に広く働きかけ、この学びの意義について理解を得る活動を通して小・中・高等学校における、生活やものづくりに必要な学びの充実をはかることを目的とする。 第3条（会員） 1) 会員は、正会員と子ども会員からなる。 2) 正会員は、上記の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出し、その年度の会費を納入した個人[正会員・個人]並びに団体（含む企業）[正会員・団体]とする。 3) 子ども会員－上記の目的に賛同し、年度毎に子ども会員申出書を提出した 19 歳未満の個人とする。 第4条（後援団体） 後援団体は、上記の目的を推進するために規定の後援会費を納入し、活動を支援する団体（含む企業）とする。 第5条（年会費、後援費、寄付金） 1) 入会金は無料とする。 2) 年会費（4月1日～翌年の3月31日）および後援費は当分の間、以下の通りとする。 [正会員・個人]年会費・・・1,000 円 [正会員・団体]年会費・・・一口 5,000 円以上 子ども会員年会費・・・・・・無料 後援費・・・・・・一口 5,000 円以上 3) 寄付金は正会員、子ども会員、後援者、その他賛同者からの任意とする。 第6条（会の活動） 会員相互および保護者・地域住民等の協力を得ながら次の活動等を行う。 1) 学習・情報交換、啓発・宣伝活動等の活動を行う。 ①学校や教育課程の在り方などについて学習と意見を深め、生活やものづくりに必要な学びを充実させるなどの活動を行う。 ②生活やものづくりに関する授業実践を充実させるために、学習、交流、情報交換の小集会などの活動を行う。 ③上記①と②の活動はマスメディア等に公開するなどの広報活動に努める。 2) 本会への参加者の対象を広げ、会員を増やす。 3) 生活やものづくりの学びを充実させるために必要なロビー活動等を行う。 第7条（組織・運営） 1) 総会 総会は正会員・子ども会員から構成され、年1回開催し、活動方針や財務に関する決議など重要な案件について審議し、決定する。 2) 世話人会 ①世話人会は、世話人会が依頼した団体から推薦された者各1名および個人で総会の承認を得た者から構成され、本会の活動全般を立案、執行のための審議、その他の管理運営に必要な業務を行い、活動を推進する。 <u>なお、世話人代表を出す団体からは、代表のほかに1名を推薦するものとする。</u> ②任期は総会から2年とし、再任を妨げない。	第1条（名称） 本会は、生活やものづくりの学びネットワークと称する。 第2条（目的） 本会は、保護者、子ども、地域住民、教育関係者、マスメディア、教育行政関係者、政治家等に広く働きかけ、この学びの意義について理解を得る活動を通して小・中・高 等学校における、生活やものづくりに必要な学びの充実をはかることを目的とする。 第3条（会員） 会員は、正会員と子ども会員からなる。 2 正会員は、上記の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出し、その年度の会費を納入した個人[正会員・個人]並びに団体（含む企業）[正会員・団体]とする。 3 子ども会員－上記の目的に賛同し、年度毎に子ども会員申出書を提出した 19 歳未満の個人とする。 第4条（後援団体） 後援団体は、上記の目的を推進するために規定の後援会費を納入し、活動を支援する団体（含む企業）とする。 第5条（年会費、後援費、寄付金） 入会金は無料とする。 2 年会費（4月1日～翌年の3月31日）および後援費は当分の間、以下の通りとする。 [正会員・個人]年会費・・・1,000 円 [正会員・団体]年会費・・・一口 5,000 円以上 子ども会員年会費・・・・・・無料 後援費・・・・・・一口 5,000 円以上 3 寄付金は正会員、子ども会員、後援者、その他賛同者からの任意とする。 第6条（会の活動） 会員相互および保護者・地域住民等の協力を得ながら、次の活動等を行う。 1) 学習・情報交換、啓発・宣伝活動等の活動を行う。 ①学校や教育課程の在り方などについて学習と意見を深め、生活やものづくりに必要な学びを充実させるなどの活動を行う。 ②生活やものづくりに関する授業実践を充実させるために、学習、交流、情報交換の小集会などの活動を行う。 ③上記①と②の活動はマスメディア等に公開するなどの広報活動に努める。 2) 本会への参加者の対象を広げ、会員を増やす。 3) 生活やものづくりの学びを充実させるために必要なロビー活動等を行う。 第7条（組織・運営） 1) 総会 総会は正会員・子ども会員から構成され、年1回開催し、活動方針や財務に関する決議など重要な案件について審議し、決定する。 2) 世話人会 ①世話人会は、世話人会が依頼した団体から推薦された者各1名および個人で総会の承認を得た者から構成され、本会の活動全般を立案、執行のための審議、その他の管理運営に必要な業務を行い、活動を推進する。 <u>必要に応じて事務補佐を雇うことができる。</u> ②任期は総会から<u>総会までの</u>2年とし、再任を妨げない。

③世話人は、当分の間、以下の団体に推薦を依頼する。 家庭科教育研究者連盟、産業教育研究連盟、全国家庭科教育協会、大学家庭科教育研究会、日本家庭科教育学会、（一社）日本家政学会、（一社）日本家政学会家政教育部会、日本消費者教育学会、（一社）日本調理科学会、日本家庭科教育学会関東地区会、（一社）日本家政学会生活経営学部会、<u>ジェンダー平等を進める教育全国ネットワーク</u> ④世話人会には、正・副（2名）の世話人代表者を置く。 3) 実行委員会 ①各県ごとに実行委員会を組織し、各県を中心として、本会の活動（第6条）の推進・実行を会員とともに行う。 ②実行委員会は各県ごとに正副2人以上の責任者を決め、活動を企画、実行する。 ③実行委員会は世話人会から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た者により構成される。 ④実行委員は2年を任期とし、再任を妨げない。 4) 事務局 <u>①事務局は、世話人から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た事務局員により構成され、組織管理（名簿および会費・財務管理等）、その他の事務を行う。</u> <u>②事務局員の任期は総会から2年とし、再任を妨げない。</u> <u>③事務局員への謝金は世話人会で設定する。</u> <u>④事務局は、当分の間、以下に置く。</u> 〒112-0012 東京都文京区大塚4-39-11 仲町YTビル3階 日本家庭科教育学会事務局気付 「生活やものづくりの学びネットワーク」事務局 5) 会計監査 会計監査は世話人会が推薦し総会で承認された者2名で構成し、財務の妥当性・適正性について監査を行う。 第8条（財務） ① 本会の経費は、年会費、後援費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。 ② 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 第9条（会則の改廃） この会則の改廃は、総会の議を経て行う。 （付則） 2010年9月16日の設立総会で承認、施行する。 2011年9月25日の総会で改正、ただちに施行する（名称変更）。 2012年9月30日の総会で改正、ただちに施行する。 2015年9月27日の総会で改正、ただちに施行する。 <u>2018年9月23日の総会で改正、ただちに施行する。</u>	③世話人は、当分の間、以下の団体に推薦を依頼する。 家庭科教育研究者連盟、産業教育研究連盟、全国家庭科教育協会、大学家庭科教育研究会、日本家庭科教育学会、（一社）日本家政学会、（一社）日本家政学会家政教育部会、日本消費者教育学会、（一社）日本調理科学会、<u>日本衣服学会</u>、日本家庭科教育学会関東地区会、（一社）日本家政学会生活経営学部会、<u>国際服飾学会</u>、<u>男女平等を進める教育全国ネットワーク</u> ④世話人会には、正・副（2名）の世話人代表者を置く。 3) 実行委員会 ①各県ごとに実行委員会を組織し、各県を中心として、本会の活動（第6条）の推進・実行を会員とともに行う。 ②実行委員会は各県ごとに正副2人以上の責任者を決め、活動を企画、実行する。 ③実行委員会は世話人会から委託された者または希望する者で、世話人会の承認を得た者により構成される。 ④実行委員は2年を任期とし、再任を妨げない。 4) 事務局 <u>①事務局は、当分の間、以下に置く。</u> 〒112-0012 東京都文京区大塚4-39-11 仲町YTビル3階 日本家庭科教育学会事務局気付 「生活やものづくりの学びネットワーク」事務局 5) 会計監査 会計監査は世話人会が推薦し総会で承認された者2名で構成し、財務の妥当性・適正性について監査を行う。 第8条（財務） 本会の経費は、年会費、後援費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 第9条（会則の改廃） この会則の改廃は、総会の議を経て行う。 （付則） 2010年9月16日の設立総会で承認、施行する。 2011年9月25日の総会で改正、ただちに施行する（名称変更）。 2012年9月30日の総会で改正、ただちに施行する。 2015年9月27日の総会で改正、ただちに施行する。
--	--

VI 家庭科、技術家庭科教育充実のための要望書について

2018年9月1日に本ネットワークから、文部科学省初等中等教育局長宛に「家庭科、技術・家庭科充実のための要望書」を提出したことが報告された（下記参照）。

VII 各県の学習交流会の状況報告

東京都（小学生対象の縫物・編物講座、会員相互の学習交流会）と山形県（教員対象の研修会）の状況について、各県実行委員から報告された。詳細は、ネットワークニュース第15号に他県の活動と共に掲載されている。

2018 年 9 月 1 日
文部科学省初等中等教育局長
高橋道和様

生活やものづくりの学びネットワーク
世話人代表 日本家庭科教育学会会長 荒井紀子

家庭科、技術・家庭科教育充実のための要望書

「生活やものづくりの学びネットワーク」は、2010 年 9 月に、人間性を培う「生活やものづくりの学び」の重要性を広く世間に訴えるとともに、小・中・高等学校における家庭科、技術・家庭科の充実を図ることを目指して設立された団体です。日本家庭科教育学会をはじめ、全国家庭科教育協会、一般社団法人日本家政学会、日本消費者教育学会など 12 の団体会員と会の趣旨に賛同した個人会員で構成され、各団体の代表が世話人として活動をしています。

本年 3 月には高等学校の新学習指導要領が公示され、小学校から高等学校の各段階において育成を目指す資質・能力が整理されました。家庭科は、生徒が家庭や社会の生活課題に関心を持ち、生活をより良くするための力を身に付けるため、家族や衣食住のほか、消費者や持続可能な環境への判断力、実践力の育成を目指しています。

本年 6 月成立の「18 歳成年」（2022 年 4 月から施行）に伴い、これまで以上に高等学校における消費者教育や生活設計教育などが重要になっており、家庭科教育の果たす役割が大きくなっているといえます。

新たに成年となる若者の消費者教育を学ぶ権利、及び消費者被害に遭わない権利を守り、家庭科や技術・家庭科教育の充実と、生活にかかわる生徒の学びの保障のために下記について要望します。

記

1. 「成年年齢の 18 歳への引き下げ」に対応し、高等学校家庭科は、消費者教育の中でも「契約」「義務と権利」などに関する内容を高校 2 年までに指導する必要がある、「家庭基礎」を「第 1 学年又は第 2 学年で履修させること」と学習指導要領に明記することを要望する。

成年年齢の引き下げにより、高校生は 3 年生の段階で成年に達し、単独で契約を締結することができるとともに親権に服することがなくなります。こうした事態に対応し消費者被害の拡大防止のために、家庭科における消費者教育の実施と充実が求められています。教育を実効性のあるものにするため、高校生には成年前の高校 2 年生までに家庭科を履修させ、必要な知識を身につけさせることが必要です。

- 1 学習指導要領に示された家庭科、技術・家庭科の指導ができる教員を養成し配置するのは、国の責任であることから、全ての中学校において基本的に教科の免許を所持した教員が指導できるよう教職員定数に関わる法制度の改善を要望する。

平成 29 年 12 月 18 日に設置された「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」第 4 回資料によると、中学校における平成 28 年度の免許外教科担当の許可件数は、合計 7190 件中「技術科」2146 件（29.8%）、家庭科 2181 件（30.3%）と極端に多く、また、全日本中学校長会の調査結果（平成 29 年 5 月）によると、技術科の 74%、家庭科の 82%が免許外教科担当者であるとの報告がなされています。このような状況は、もはや「教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障」する「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が機能していないと言わざるをえません。全ての中学校において、基本的に教科の免許を所持した教員が指導できるよう法制度を改善することを要望します。

報 告

生活やものづくりの学びネットワークシンポジウム

「新学習指導要領とこれからの高校『家庭』の展開」

- 日時 2018年9月23日(日) 13:00～15:10
- 場所 キャンパス・イノベーションセンター東京
- テーマ **新学習指導要領とこれからの高校「家庭」の展開**

2018年3月末に高等学校学習指導要領が改訂され、今後約10年の高校教育の方向性や内容が提示されました。これまでの高校「家庭」の変遷も踏まえ、新学習指導要領を多角的に読み解き、現在の社会状況において家庭科の果たす役割や課題、今後の方向性や取り組みなどについて、各シンポジストから自由に論じていただきました。中学校との関連や大学の教員養成等も視野に入れ、「生活やものづくりの学び」を充実させるための課題や展望とも関わらせながら活発な意見交流の場となりました。

●シンポジスト(敬称略 以下同じ)

- 小高さほみ 上越教育大学教授、家庭科教育学・教師教育
- 石井克枝 淑徳大学教授、調理学・食教育
- 久保桂子 千葉大学教授、生活経営学
- 中川千文 元静岡県高校家庭科教諭、家庭科教育研究者連盟理事

●コーディネーター(敬称略)

- 志村結美 山梨大学教授、家庭科教育学、ネットワーク世話人

I. シンポジスト発言要旨

◇高校「家庭」の新学習指導要領の特徴と生涯発達や家族領域の学習の展開

小高 さほみ

1. 2030年の社会と新学習指導要領

今回の学習指導要領の改訂の過程では、あらためて学校教育とは何かということへの問い直しが求められた。中教審答申(2016)では、「2030年の社会と、その先の豊かな未来」に向けて、「初等中等教育が果たすべき役割を示すこ



と」を目指し、未来の社会を起点に、そこで必要とされる力を培うための現在の教育のあり方として、「社会に開かれた教育課程」の理念が提唱され、「育成を目指す資質・能力」、「主体的・対話的で深い学び」が提示された。

それゆえ、今回の改訂は、これまでの改訂とは大きく異なり、教科等とは何かの問い直しも迫られたのである。

「教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなす」ものが「見方・考え方」であり、教科等の学習指導要領は、これらに基づいて構造的に整理された。

2. 生涯発達や家族領域の学習の展開

高等学校「家庭」の新学習指導要領を読み解くと、あらためて家庭科を学ぶ本質的な意義が、目標に明確に示されている。目標で示された「生活の営みに係る見方・考え方」は、各内容においていずれも必要な視点であるが、家族・家庭生活において特に重点が置かれているのは、「協力・協働」である。それらを働かせながら、その学習過程では、性別や世代や経歴や文化など異なる多様な人々と協力・協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画することの意味や可能性を理解するとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度が養われることとなる。

つまり、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら学習していくと同時に、問題解決的な学習の過程で、「見方・考え方」は拡張し自分のものとなり、今ここで、そして将来にわたって主体的に生活を営む／家庭や地域社会を創るために「見方・考え方」は道具として生きていくと考えられる。

3. もうひとつの2030年の未来社会へ：SDGsと多様性

複雑で予測困難な未来社会—2030年に向けて、生涯発達や家族領域の学習では、家政学の固有の視点である「生活を、社会を、地球を、経済原理ではなく生活原理に基づいて考え、生活者の側から見据えること」(日本家政学会HPより)を、授業づくりの要として再確認したい。

そして、これまでの授業実践の蓄積を踏まえて、人生100年の生涯発達や、「持続可能な開発目標(SDGs)」などを手がかりにするとともに、「家族研究の枠組みから排

除されてきた人々」(藤崎、2017)、外国につながる子どもたちも含めた「多様な家族」「多様な生き方」の授業づくりが、今後の課題であり、高校における授業研究を通して議論していきたいと考えている。

◇高等学校学習指導要領 2018 年版家庭科

どう変わる 食生活教育

石井 克枝

今回の学習指導要領では、これまでの学習指導要領の改善の方向をふまえ、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等を身につけることが求められている。そこで最も力を入れているところが授業改善であり、主体的・対話的で深い学びになる



ように仕組むことである。また、小中高の一貫したカリキュラム作りも特徴であり、食生活教育では B 領域「衣食住の生活」として位置付けられている。

高等学校共通科目の家庭科は家庭基礎 2 単位と家庭総合 4 単位の 2 科目であり、それぞれ、「食生活と健康」「食生活の科学と文化」という項目立てをしている。その内容は「ライフステージに応じた栄養の特徴、食品の栄養的特質や健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付ける」ことであり、自分自身以外の世代における食生活の特徴、管理する力を養うことである。加えて、「おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること」であり、おいしさの要素、食品の性質、食品衛生、調理技能を学ぶ内容としている。これまで、調理技能という文言については、小学校では技能、中高等学校では技術と使い分けてきたが、小中高一貫して調理技能と表記している。これまで中学校の教科名「技術・家庭」になったことで中学校以上では技術と表記していたが、今回は技術科と家庭科は別であると明言したともみえる。

家庭基礎にも食文化、伝統文化として和食の継承も加えられ内容が多くなっていると感じる。食品衛生については家庭総合では項目立てしており重要視している。これは家庭科における食品の安全を科学的にとらえてほしいということに他ならない。食品添加物は一概に危険なものと教えるのではなく、どのように食の安全を確保して使用されているのかを知ることである。情報が氾濫する中で科学的な情報の見方を求めている。

小中高一貫のカリキュラムとして連携を図ることが

求められる。各段階での学習内容をあげてみる。食品群(小: 3 群、中 6 群、高: 4 群と 6 群)のねらいを理解すること、調理実習課題(小: ゆでる、いためる、米飯とみそ汁)、中: 焼く、煮る、蒸す、肉、魚、野菜)、高では特に指定はなく総まとめである。献立作成においても小では 1 食、中では 1 日分、高では家族を視野に入れた献立となり、調理も指定はない。授業改善の視点からみると調理に関わる学習では「調理法の要点を踏まえ、調理の実験・実習を通して」とあり、調理学実験と調理学実習と目的を明確にした授業が望まれるのではないかと考える。家庭科の教員免許の枠組みでは、食物は栄養学、食品学、調理実習とあるが、調理実習は調理学に基づく学習になってこそ家政学に位置づけられた家庭科となるのではないかと考える。

◇生活経営学の立場から生活設計、消費・環境領域の内容を検討する

久保 桂子

新学習指導要領「家庭総合」の生活設計、消費・環境領域の内容のうちで、1999 年および 2008 年の学習指導要領からの変化について、3 点を取り上げた。まず、生活設計の位置づけと記述量の変化である。2008 年



に生活設計の記述量が 1999 年に比べ大幅に増加するとともに、最初の小項目から最後の大項目へと位置付けられた。2018 年には、2008 年とほぼ同じ分量のまま、A の(1)である家庭科の学びの最初に位置付けられ、生涯を見通すことが重要視されたことが読み取れる。内容の取扱いでも、「この科目の学習の導入として扱うこと。また、A から C までの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと」とされており、位置づけの高さが窺える。第二の変化は、消費・環境について、1999 年には見られなかった「持続可能」という用語が 2008 年に衣食住と同じ項目に入り、2018 年では C のタイトルの中心的なキーワードになったことである。第三の変化は、消費者の権利と責任の記述の部分に「契約の重要性」というキーワードが記載され、契約についての学習の重要視が読み取れる。

この第一と第三の変化は、今回の学習指導要領解説に記述されている「成年年齢引き下げ等への対応を一層重視し」たことの表れと考えられる。民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つ。成年年齢 18 歳への引き下げ(2018 年 6 月 20 日公布、

2022年4月4日施行)は、家庭科の消費・環境の契約に関わる内容と、自立した生活を営むための知識や技能を身につける生活設計に関わる内容と大きく関連する。すでに、2018年4月16日の法務省の「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」では、消費者教育の充実や若者の自立支援などを検討している。さらに、6月12日の参議院法務委員会の「民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること」も決議されている。成年年齢引き下げは、家庭科教育とも大きくかかわっており、高校生のうちに成年になる若者をエンパワーメントできる教科として、家庭科の役割が注目されている。

◇生活者としての主権者を育てる高校家庭科教育を

中川 千文

1. 私たちのめざす家庭科

国の18歳選挙権・18歳成人に対応し、高校教育には主権者教育が求められている。しかし私たちは国の意向とは別に、従前から「生活者としての主権者を育てる」ことを家庭科の大きな目標にしてきた。憲法に則った民主的な社会を創るためには、国民一人一人が生活の「主権者」であることが真の「生きる力」であるからである。その視点で新学習指導要領を分析し、高校家庭科の学習の展開を考えたいと思う。

2. 新学習指導要領の特徴と高校家庭科教育への影響

(1) 小・中・高の学習目標、学習項目がほとんど同じで、表記記号も統一された。子どもの発達段階を無視した、国が求める画一的な家庭科教育になるおそれはないだろうか。

(2) 家庭科では従前から5/10は実験実習とされ、「アクティブ・ラーニング」を先取りしてきた。丁寧で効果的なアクティブ・ラーニングを行うには、家庭基礎2単位では時間不足である。また、内容の精選や基礎となる知識や技術の習得が必要であろう。今回「PDCA」が強調されているが、目の前の問題の解決に終わるのではなく、広い視野を持った学習につなげたい。

(3) 今回「衣・食・住」の分量が減り、かわりに「家族・家庭」が増え、「生涯の生活設計」が最重点化されている。この生活設計の重点化は①「自助・共助・互助」の強調と相まって、経済も含めた「人生のリスク」に対しての「自己責任」の押し付けや福祉・公助の後退にな

らないか②「家族の意義」が強調され「個人の尊厳」や「家族の多様性」が軽視されるおそれがある③生活体験が乏しい現代の高校生にとって「衣・食・住」の学習は自立に向かう不可欠な学習であり、削減は家庭科の独自性を損なう大きな問題であろう。

環境問題では「省エネ」だけでなくエネルギー政策や、また社会保障についても考えたい。これらは18歳主権者教育につながる学びといえよう。

3. 学習指導要領は「大綱的基準」である(解説総則編)

解説には学習指導要領が大綱的である他に、今までの教育実践の蓄積を生かすこと、生徒や地域の現状を捉えること、家庭や地域社会と協力すること等の重要性が記されている。私たちも目の前の高校生の現実からスタートする家庭科学習を作っていきたい。

II. 質疑応答

シンポジストの発言の後、質疑応答が行われました。「見方・考え方」は具体的にはどのようなものか、なぜ「生活設計」を取り上げるのか、「自助・共助・公助を教える」とはどういう意味かなどの質問が寄せられ、シンポジストからの回答がありました。今後も、ともに学び、自由に交流して、ともに生きるネットワークを発展させていこうと確認されました。

III. 感想より

・グローバル化、18歳成人等によりさまざまな課題が出てきていることを踏まえて家政学の他分野の方々とも連携しながら授業づくりをすることの大切さを感じました。

・新しい学習指導要領を読んで違和感を感じたのは、国が必要とする資質・能力を当てはめた画一的な家庭科になっているところです。やはり生活実態から出発し、個人の尊厳を第一とした家庭科教育をしていきたいと思えます。

・「将来予測不能な社会」ではあるけれど、人として最低の生活、生きていく力については不変だと思います。この部分はしっかり肝に据えたいと考えます。

・学習指導要領は、子ども一人ひとりの人格の完成をめざすものとして規定されてきましたが、今回は「社会に開かれた」として企業にとって役立つ、国にとって役立つ資質・能力を形成する内容です。どの教科にも「〇〇の営みにかかわる見方・考え方」が目標に掲げられています。これでよいのかと疑問に感じます。

・現行より、学校教育の中で生徒を育成するために必要な必須科目になったと感じました。教科教育を通して生徒を自立した大人へと導けるのは家庭科であり、これからも担っていかなければならない重要性を感じ、責任感



を強く感じました。校内で声を大にしてアピールしていきたいと思います。

・調理、布の製作の実習の目的として技術の習得を挙げたいと思うのですが、現実的なこととして、授業だけでは時間も足りません。実習をどのように学びに結びつけるのか、現代に生きる子どもたちにとって必要な学び

はどのようなことか考え、実習の内容から学習できることまでをデザインしていく必要があると改めて思いました。

(文責：I 部分は各シンポジスト、その他は知識明子)



事務局からのお知らせ

1. メールアドレス登録のお願い

Freeml のメーリングリストによって会員同士の情報交換を行っております。多くの皆様にメーリングリストに登録させて頂き、活動が活発になるよう支援したいと考えています。なお、職場の異動がある場合は変更の少ない個人登録のメールアドレスを事務局までお知らせください。また、メールアドレスの変更を希望される方は、事務局までご連絡いただくか、ご自身で Freeml のサイト（マイページを作成後）より変更することが可能です。

2. ニュースレター送付先住所の変更について

勤務先異動、引っ越し等でニュースレター送付先住所が変更になった場合はお早めに事務局までご連絡ください。なお、送付先は、原則自宅住所でお願いします。

事務局メールアドレス：seikatsu_nt@yahoo.co.jp

生活やものづくりの学びネットワーク HP：www.geocities.jp/seikatsu_monozukuri_nt/

3. 退会届について

本ネットワークの退会を希望される場合、これまで「退会届」の提出はありませんでしたが、2018 年度(2019 年 3 月 31 日)で退会を希望される方から、「退会届」の提出をお願いいたします。「退会届」の書式は、3 月初めに本ネットワークのホームページに掲載される予定です。事務局メールに添付で送付をお願いします。メール送付が無理の場合は、事務局まで郵送をお願いいたします。

【2019 年度総会・実行委員会開催のご案内】

以下の通り、総会を開催いたします。ご予約くださいますよう、お願いいたします。

日時 2019 年 9 月 23 日(月:休日)午後

場所：キャンパスイノベーションセンター東京

★内容は、追ってお知らせいたします。



生活やものづくりの学びネットワーク
「春の学習交流会」のお知らせ

日時：2019年3月23日（土）13:30～16:20（受付開始 13:00 から）

時程：講演会 13:30～15:00

情報交換会 15:15～16:20

場所：東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター 2階多目的室2

〒108-0023 東京都港区芝浦3-3-6

電話番号(受付)：03-5440-9020

JR 山手線・京浜東北線 田町駅から徒歩 1 分

＜講演会＞

テーマ「18 歳成年消費者を取り巻く取引社会の様相
—消費者問題、消費者法の視点から—」

講師：大東文化大学経済学部 教授 中村年春氏

「今日の取引社会（契約社会）の中で成年年齢の 18 歳引き下げがどのような意味をもつのか、若年消費者にどのような影影響を及ぼすことになるのか、一緒に考えましょう。」

＜情報交換会＞

日頃の活動や授業実践等についてお互いに情報交換をいたしましょう！

※東京実行委員会との共催で開催いたします。

※参加費無料

※本件への問い合わせは、下記へお願いいたします。

野中美津枝（茨城大学）

E-mail：mitsue.nonaka.edu@vc.ibaraki.ac.jp



生活やものづくりの学びネットワーク事務局

〒112-0012 東京都文京区大塚4-39-11 仲町YTビル3F 日本家庭科教育学会事務局気付

メールアドレス：seikatsu_nt@yahoo.co.jp

ホームページ：http://www.geocities.jp/seikatsu_monozukuri_nt/

